

令和7年11月に令和7年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案案件が決定しました。新規提案は「神楽」及び「温泉文化」、拡張提案は「山・鉦・屋台行事」他2件です。『伊予神楽』は「神楽」の構成要素の一つとして、『吉田祭のお練り行事』は「山・鉦・屋台行事」の構成要素に追加する形での提案となります。

登録が決定すると、愛媛県では初、四国では香川県・徳島県の「風流踊」に続く事例となります。

【ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）とは】

世界遺産条約が昭和47年11月にユネスコで採択されてから、有形の文化・自然遺産については保護がなされてきました。しかし、この条約では伝統的な音楽や舞踊、演劇、祭礼、工芸技術などの形を伴わない文化については保護の対象になっていませんでした。そこで、これらの大切な文化を次の世代へ伝えていくため、「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」が、平成15年10月のユネスコ総会において採択されました。

無形文化遺産保護条約は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」などを作成するなどの国際的な保護措置について定めています。令和8年2月現在、日本からは23件の無形文化遺産が「代表一覧」に記載されています。



「神楽」(伊予神楽)の予定

- ・令和8年3月頃
ユネスコ事務局に提案書を提出
- ・令和10年11月頃
評価機関による勧告
- ・令和10年12月頃
政府間委員会において審議・決定



「山・鉦・屋台行事」(吉田祭のお練り行事)の予定

- ・令和8年3月頃
ユネスコ事務局に提案書を提出
- ・令和9年11月頃
評価機関による勧告
- ・令和9年12月頃
政府間委員会において審議・決定

重要文化財『宇和島城天守』に落書き被害

令和8年2月17日に、宇和島城天守玄関の上がり框で落書きが発見されました。文化財を傷つけたり、破損したりした場合は、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例に基づく罰則が科されることがあります。

文化財は一度失われてしまえば、取り戻すことのできない貴重な国民共有の財産です。宇和島城天守だけでなく、文化財を見学する時は、傷つけたり、汚したりしないように注意していただき、意図的にそのような行為は絶対にしないでください。



天守の落書き文字

【TOPICS】

- ・『藩老桑折氏武家長屋門』の修理工事について
- ・『宇和島城』の樹木整理について
- ・『伊予神楽』と『吉田祭のお練り行事』がユネスコ無形文化遺産へ
- ・重要文化財『宇和島城天守』に落書き被害



uwajima

uwajima 文化財だより 2026.3



これまでも宇和島城内で発生した倒木や倒木になりそうな危険な樹木を、石垣などの文化財を傷つけないよう、伐採してきました。令和8年度からは、計画的に樹木整理をすすめていきます。

【右：令和7年実施の危険木伐採作業】



